

国際日本語教師研究会（I J S）会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、名称を国際日本語教師研究会（以下「I J S」という）と称する。

第2条（設置）

本会は、主たる事務局を大阪府大阪市西区立売堀 1-1-1 に置く。一般財団法人国際生涯学習研究財団（以下「財団」という）が主催する日本語教師養成講座 420 時間コース（以下「講座」という）を受講された学生を対象に、財団指導のもと I J S を設置する。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

I J S は、日本語教師養成講座及び日本語教師の質的向上を図るとともに、日本語教師、日本語学習者及び日本語教育に関心を持つ人々を幅広く支援する事業を行い、内外の日本語教育に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本語教師の質的向上のためのセミナー・勉強会の企画・実施
- (2) 日本語教師養成講座の質的向上のための事業
- (3) 日本語教育関連情報の発信（求人情報・会報作成・イベント案内等）
- (4) 毎年 6 月、12 月に会報を発行
- (5) 四半期毎に定例会の開催（2 月、5 月、8 月、11 月）
- (6) その他 I J S の目的を達成するために必要な事業

2 前項第 1 号から第 6 号の事業は、国内及び海外において行うものとする。

第3章 会員

第5条（会員資格）

本会の会員資格は、以下の通りとする。

- (1) 財団が主催する講座を修了された者
- (2) 日本語教育に関する実務に従事する者、及び関心のある者

2 前項第 1 号及び第 2 号の者を、委員会の承認をもって会員とする。

第6条（入会金及び会計）

本会会員は、入会時に3年間の年会費を納める。本会の会費は、前条第1項の者は、年間一律1000円とし、第2項の者は、年間一律3000円とする。支払いに関して、毎年3月を更新月とし、3年分の会費を納める。また、定例会等への参加不参加にかかわらず、所定の年会費を納めなければならない。

- (1) 本会の活動に必要な経費は、会費の収入で賄うものとする。
- (2) 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (3) 会計年度の決算は、毎年2月の定例会にて会員に報告する。

第7条（退会）

委員会が、本会会員に不適格と認めた場合に、強制的に本会員から退会させることができる。

- 2 本会を退会する会員は、事務局に連絡をする。尚、既に納められた会費は返金しないものとする。

第4章 役員

第8条（組織）

本会には運営のために、以下の役員をおく。

会長	一名
副会長	一名
委員	若干名
幹事	若干名
事務	若干名

- 2 会長はI J Sを代表し、会務を統括し、副会長は会長を補佐し、会長不在の際はその職務を代行する。委員は委員会を構成してI J Sの運営方針を審議決定する。幹事は事業運営の実務にあたる。事務は会計・広報及び庶務を行う。
- 3 委員会は年四回開催し、会長がこれを招集し主宰する。
- 4 幹事の任期は一年とし、会員の中から選出され委員会の承認を経て決定する。

第9条（総会）

総会は役員及び会員をもって構成する。総会は、委員会が招集し、年1回開催する。（2月）但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

第10条（会則の変更）

本会会則は、委員会で検討の上、総会での承認を経て実施する。

施行 2018年3月1日